

自動機による通帳取引規定

平成 18 年 2 月 10 日制定

1. (自動機による通帳取引)

この規定でいう自動機による通帳取引とは、次の取引をさします。

- ① 当組合の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に通帳により預入れる場合
- ② 当組合の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して通帳により預金を払戻す場合
- ③ その他当組合が定めた通帳取引を行う場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すことができるのは、別に定めた[カード規定]によりカードを発行している方に限ります。
- (2) 支払機による払戻しをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードおよび払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 届出の暗証は[カード規定]による暗証を使用します。なお、代理人のカードの暗証は使用できません。
- (4) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1口あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。

4. (支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

- (2) 前記第1項による払戻しをする場合には、通帳を提出し、当組合所定の払戻請求書に通帳の口座番号、氏名、金額その他必要事項を記入のうえ、当組合所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入とご本人の確認のため、身分証の提示を求められることがあります。

5. (預金機・支払機への誤入力等)

預金機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

6. (通帳の再発行)

通帳を使用して預金機による預金の預入れ、または支払機による預金の払戻しができない場合は、窓口営業時間内に当組合本支店の窓口にお申し出下さい。この場合、当組合所定の手続きをした後に通帳を再発行する場合があります。

7. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合カード規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定により取扱います。

以上